

平成 26 年 3 月 31 日

川崎市議会議員 各位

病 院 局

「川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の
制定を市長の専決処分とすることについて

次のとおり地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行いましたので報告いたします。

1 条例改正の概要

川崎市病院事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条第 2 項に規定する市立病院の診療科目の計画に、「病理診断科」を加える改正を行います。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

2 条例改正の理由

平成 26 年 4 月の診療報酬改定に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から特掲診療料の病理診断管理加算に係る施設基準が改正（平成 26 年 3 月 5 日告示）され、「病理診断科を標榜している保険医療機関であること」が条件に加えられました。

本市では、市立病院の診療科目については、条例で定めることとしていることから、別紙新旧対照表のとおり、条例の一部改正が必要となります。

3 専決処分の理由

病理診断管理加算については、市立 3 病院ともに算定しており、施設基準が改められる平成 26 年 4 月 1 日以降も引き続き算定するためには、病理診断科を標榜する必要があります。

前記 2 で記述したとおり、市立病院の診療科目については、条例で定めることとしておりますが、議会を開催し議決する時間的な余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分とするものです。

（経営企画室 経営企画担当 関）

電話 200-3853（内線 70510）

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和41年12月19日条例第42号</p> <p style="text-align: center;">川崎市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。</p> <p>内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、新生児内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、血管外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科、歯科口腔(くう)外科</p> <p>3 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 1,382床以内</p> <p>(2) 精神病床 38床以内</p> <p>(3) 感染症病床 12床以内</p> <p>(4) 結核病床 40床以内</p>	<p style="text-align: right;">昭和41年12月19日条例第42号</p> <p style="text-align: center;">川崎市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。</p> <p>内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、新生児内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、血管外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、麻酔科、歯科、歯科口腔(くう)外科</p> <p>3 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 1,382床以内</p> <p>(2) 精神病床 38床以内</p> <p>(3) 感染症病床 12床以内</p> <p>(4) 結核病床 40床以内</p>